

# 遺児等給付金請求書

3	5	2	フリガナ				所属	市町村立
現職会員番号*右づめでご記入ください			フリガナ				所名	学校
			会 員 氏 名					

会員死亡年月日	5	令和		年		月		日	会員の生年月日	3	昭和		年		月		日	(該当に○印)	4	平成		年		月		日
---------	---	----	--	---	--	---	--	---	---------	---	----	--	---	--	---	--	---	---------	---	----	--	---	--	---	--	---

遺児等の氏名	年齢	障害の有無	続柄	左の者の生年月日			※ 続柄	※ 障害	※ 修正	※ 整理番号
				※ 元号	年	月				

\*奨学金を希望する方は通学先の学校名を記入してください。裏面参照 (学校 学年)

\*奨学金を希望する方は通学先の学校名を記入してください。裏面参照 (学校 学年)

\*奨学金を希望する方は通学先の学校名を記入してください。裏面参照 (学校 学年)

\*奨学金を希望する方は通学先の学校名を記入してください。裏面参照 (学校 学年)

請求金額 \_\_\_\_\_ 円 を請求しますので、口座へ送金してください。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会理事長 様

〒

住 所 \_\_\_\_\_

(自宅) ( ) - \_\_\_\_\_ フリガナ \_\_\_\_\_

(携帯) ( ) - \_\_\_\_\_ 請求者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

現職会員と請求者との関係 ( ) \_\_\_\_\_

送金口座	口座振込(普通預金口座に限る) ●送金口座の記入にあたっては、裏面を参照してください。				●口座名義は、請求者の名義であること。
	銀行・金庫	本・支店	科目	口座番号(右づめ)	口座名義(カタカナ)
	金融機関コード	店舗コード	1		

\*ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号番号も記入してください。(記号 \_\_\_\_\_ -番号 \_\_\_\_\_)

※ \_\_\_\_\_

## ※ 審 査

互助会受付印	備 考	
		担 当

(注) 記入にあたっては必ず裏面を参照してください。  
※印の欄は記入しないでください。

## 注意事項

- 1 請求書は、現職会員の弔慰金請求書と同時に提出するものとし、重複する添付書類は省略できます。
- 2 請求は、遺児等を扶養することとなる死亡会員の配偶者の請求となりますが、配偶者がいない場合は、遺児等の親権者又は後見人が請求することになります。この場合、親権者等であることの届出後の戸籍謄（抄）本又は家庭裁判所の証明を添付してください。
- 3 障害の状態にある被扶養者については、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の写し（氏名、障害の程度及び交付年月日が表示されている部分）を添付してください。

## 現職会員番号

- 1 給与負担区分が道費の方は、職員番号の左側に“000”を付けて記入してください。
- 2 給与負担区分が札幌市費の方は、職員番号の左側に“300”を付けて記入してください。
- 3 給与負担区分が市町村費（札幌市以外）の方は、当会から互助会ご担当者様宛に毎月発送の「会費払込内訳書」に記載されていますのでご確認ください。

## 送金口座

- 1 送金口座は、請求者名義の普通預金（貯金を含む。）口座とし、その金融機関名と本・支店名、口座番号、金融機関コード及び店舗コードを記入してください。
- 2 「主な金融機関コード」は次のとおりですので、参考にしてください。なお金融機関コードが不明の場合は記入不要です。
- 3 ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳の銀行使用欄の「他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】」に記載されている【店名】【店番】【口座番号】を記入してください。記載がない場合は、ゆうちょ銀行にお問い合わせください。  
また、送金口座欄下段の（ ）に記号番号も記入してください。

## 主な金融機関コード

銀行等		信用金庫							
金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード
北海道	0116	北海道	1001	北空知	1010	留萌	1022	網走	1031
北洋	0501	室蘭	1003	日高	1011	北星	1024	遠軽	1033
労働金庫	2951	空知	1004	渡島	1013	帯広	1026		
ゆうちょ	9900	苫小牧	1006	道南うみ街	1014	釧路	1027		
		北門	1008	旭川	1020	大地みらい	1028		
		伊達	1009	稚内	1021	北見	1030		

## 『互助会奨学金給与事業』について

遺児等の中で、次の学校に在学している方は、奨学金給与事業の資格があります。申し込みを希望される場合は、ご連絡願います。（担当 給付貸付グループ）

### 奨学生の資格

- (1) 中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）
- (2) 北海道内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）
- (3) 北海道内の中等教育学校
- (4) 北海道内の国・公立高等専門学校（1～3学年）

### 奨学金の給与期間

北海道内の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、又は国・公立高等専門学校（1～3学年）の在学期間中、3年間（定時制は4年間）を限度に奨学金を給与します。

### \*奨学金給与事業の概要

学習意欲があっても経済的な理由により修学が困難な状況にある者に、月額2万円の奨学金を給与します。返済する必要はありません。